

デイサービスたまたき運営規程

地域密着型通所介護〔通所型サービス〕

（事業の目的）

第1条 株式会社友愛が開設するデイサービスたまたき（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定地域密着型通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスたまたき
- (2) 所在地 伊賀市玉滝3496番地3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。
- (3) 介護職員 5名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等日常生活に必要な支援と介護を行う。
- (4) 機能訓練指導員 2名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。
- (5) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時から17時15分までとする。ただし、延長利用が無い場合は16時までの7時間のサービス提供とする。
- (4) 延長サービス提供時間 18時から21時まで
但し、延長加算はサービス提供時間7時間以上9時間未満の通所介護費が算定される利用者に対し、この通所介護に引き続きサービス利用時間が、9時間以上12時間未満となる利用者に限り算定する。

(指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位 18名

(指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の内容は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|------------|--------------|------------|
| (1) 送迎 | (2) 健康チェック | (3) 食事サービス | (4) 入浴サービス |
| (5) 生活指導 | (6) 日常動作訓練 | (7) レクリエーション | (8) 個別機能訓練 |

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。なおそのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費（おやつ代含む） 1日あたり700円
- (2) おむつ代等 紙パンツ1枚195円 パット1枚110円
- (3) 任意で参加した趣味的活動の材料費 実費相当額
- (4) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し送迎を行う場合は、片道1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、伊賀市（主に旧阿山町・旧伊賀町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、

心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難救出等の訓練を行う。

2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等につて、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕に係る利用者又はその家族から苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所存する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通

所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメントの防止）

第 20 条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 21 条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護〔通所型サービス〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から、最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社友愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規定は、令和2年1月1日から施行する。

- 第4条（4）機能訓練指導員4名から5名に変更
- （5）看護職員4名から5名に変更

付則

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

- 第4条（2）生活相談員3名から2名に変更
- （3）介護職員8名から7名に変更
- （4）機能訓練指導員5名から4名に変更
- （5）看護職員5名から4名に変更。

付則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

- 第4条 従業員数を○名以上に変更
- 第12条 （非常災害対策）2項の追加
- 第13条 （衛生管理等）の追加
- 第14条 （事故発生時の対応）の追加
- 第15条 （苦情処理等）の追加
- 第16条 （虐待の防止のための措置に関する事項）の追加
- 第17条 （地域との連携など）の追加
- 第18条 （業務継続計画の策定等）の追加
- 第19条 （その他運営に関する留意事項）認知症基礎研修受講の追加
- 第19条 1項に認知症介護に係る基礎研修受講の追加

第19条 3項・4項・5項の追加

付則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

第8条2（1） 食費（おやつ代含む） 1日あたり700円に変更

付則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

第6条 1単位 18名に変更

第19条 身体拘束の追加

第20条 ハラスメント防止の追加

付則

この規定は、令和7年5月1日から施行する。

第5条 （3） サービス提供時間の変更